

① 所得税：

寄附金額(その年の総所得金額の40%を上限)から2,000円を引いた額を、所得税の課税所得金額から控除できます。

② 住民税：

寄附をした翌年1月1日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県にお住まいの方は、寄附金額(その年の総所得金額の30%を上限)から2,000円を引いた額の4%が都県民税から控除できます。

(一部の市区町村ではさらに市区町村民税(6%)の控除も受けられる場合があります。)

表： 減額される所得税・住民税の目安(上記①②の控除を適用。あくまで目安ですのでご参考としてお取扱ください)

		課税所得金額(※)				
		300万円	500万円	900万円	1,500万円	2,000万円
寄 附 金 額	5万円	6,720 (①4,800 ②1,920)	11,520 (①9,600 ②1,920)	12,960 (①11,040 ②1,920)	17,760 (①15,840 ②1,920)	21,120 (①19,200 ②1,920)
	10万円	13,720 (①9,800 ②3,920)	23,520 (①19,600 ②3,920)	26,460 (①22,540 ②3,920)	36,260 (①32,340 ②3,920)	43,120 (①39,200 ②3,920)
	30万円	41,720 (①29,800 ②11,920)	71,520 (①59,600 ②11,920)	80,460 (①68,540 ②11,920)	110,260 (①98,340 ②11,920)	131,120 (①119,200 ②11,920)
	100万円	139,720 (①99,800 ②39,920)	239,520 (①199,600 ②39,920)	269,460 (①229,540 ②39,920)	369,260 (①329,340 ②39,920)	439,120 (①399,200 ②39,920)

※課税所得金額とは、給与所得者の場合、給与所得金額(給与収入金額－給与所得控除額)から基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除等の所得控除項目を控除した金額をいいます。